

## 北海道地域商業の活性化に関する条例施行規則の点検について

平成29年8月4日  
経済部地域経済局中小企業課

## 1 点検の基本的な考え方及び各条項の点検結果

「北海道地域商業の活性化に関する条例」（平成24年3月30日条例第12号、以下「条例」という。）では、「この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの」と規定（附則第6項）しており、本年度がその実施年度となっていることから、条例の点検に合わせ「北海道地域商業の活性化に関する条例施行規則」（平成24年8月31日公布、以下「規則」という。）についても、これまでの成果や地域の要望等といった観点で点検する。

一般的に条例施行規則とは、条例を施行するために必要な細則や条例の委任事項などを定めたもので、本規則にあっては主に条例に基づく届出や計画等を提出する際の様式を定めたものである。

規則に定めた各種様式等については、各種届出にあたって不具合等はなく、届出者等からの疑義も生じていないことから、現状の規定が妥当と認められる。（別添参考資料）

しかしながら、条例に基づき新設の届出等が必要となる特定小売事業施設の面積を定めた規則第3条については、後述のとおり市町村アンケート等で「小さくすべき」との意見もあったことから、規則制定後の運用状況等を点検し、変更の必要性について検証する。

条	内 容 等	点検結果
1	(趣旨)この規則は条例の施行に関し必要な事項を定めるもの	妥 当
2	(一の建物) 条例で掲げる用語の「一の建物」の内容	妥 当
3	(基準面積) 特定小売事業施設を設定する際の面積の基準	後 述
4～9	条例特定小売事業施設の新設に係る届出等	妥 当
10～11	出店計画・地域貢献活動に係る説明会の開催・報告等	妥 当
12～15	地域貢献活動計画の作成・報告等	妥 当
16	(撤退に関する書類の提出) 撤退に係る様式等	妥 当
17	(書類の経由等) 書類提出先の規定等	妥 当

## 2 特定小売事業施設の基準面積

## (1) 特定小売事業施設の責務

条例第2条第3号（定義）において、「小売事業施設であって、その施設内の店舗面積の合計が規則で定める面積を超えるもの」と規定している「特定小売事業施設」は、条例により以下の届出等が課せられている。

- ・ 特定小売事業施設新設の届出
- ・ 特定小売事業施設新設届出の変更の届出
- ・ 出店計画説明会の開催
- ・ 工事着手の制限
- ・ 地域貢献活動計画の提出
- ・ 地域貢献計画説明会の開催
- ・ 地域貢献活動計画の変更の届出
- ・ 地域貢献活動実施状況の報告
- ・ 特定小売事業施設撤退報告書の提出
- ・ 罰則（新設・変更の不届や虚偽の届出をした者に対して20万円以下の罰金）

## (2) 規則制定時の特定小売事業施設の基準面積設定の考え方について

### ア 基準面積設定時の背景

#### (7) 大規模小売店舗立地法の基準面積

大規模な小売店舗が地域社会との調和を図っていくためには、店舗への来客や物流による交通・環境問題等、周辺的生活環境への影響について適切な対応を図るなど、積極的に地域づくりに貢献していくことが必要として、平成12年に大規模小売店舗法を廃止し、「大規模小売店舗立地法（以下「大店立地法」という。）」を制定。

大店立地法では、大規模小売店舗に出店の事前届出等を規定しており、対象とする小売店舗の面積を「店舗面積1,000㎡超※」と規定。

※ 店舗面積とは、建物の床面積のうち小売業を行うための用に直接供される売り場やショーウィンドウ等であって、階段や通路、事務室、ストックヤード、レストラン等は含まない。

#### (4) 大規模集客施設の立地に関するガイドラインの基準面積

平成18年に国が都市機能の適正立地と中心市街地の振興を目的として、「まちづくり三法※1」を改正したのを受け、道においても「コンパクトなまちづくり」を目指すこととしたが、道内では、相次ぐ大規模な商業施設の出店や撤退により、地域のまちづくりへの影響が深刻となっていたことから、「コンパクトなまちづくり」の実現に資するよう、大規模集客施設の立地に機動的かつ迅速に対応するため「大規模集客施設の立地に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を策定。

ガイドラインでは、大規模集客施設に大店立地法等の手続き開始の3月前までの出店計画書の提出等を規定しており、対象とする施設の面積を、周辺地域のまちづくりへの影響が懸念される「床面積10,000㎡超※2」と規定。

※1 まちづくり三法とは、「都市計画法」、「大店立地法」、「中心市街地活性化法」の総称で、平成18年には「都市計画法」を改正し、床面積10,000㎡超の大規模集客施設については、都市計画法で定めた商業地域、近接商業地域、準工業地域の用途地域のみ出店可能で、郊外（第二種住居区域、準住居区域、工業区域）への出店は原則禁止とする改正を行った。

※2 ガイドラインの床面積は、建物の床面積のうち大店立地法に基づく店舗面積に、これに係る階段や通路、事務所、ストックヤードの床面積を加えたもので、レストランや映画館など小売以外の用途に使用する面積は含まない。

### 【参考：床面積の考え方】

#### ①都市計画法に定める大規模集客施設の床面積

用途に限定されない、建物の床面積

#### ②ガイドラインに定める大規模集客施設の床面積

③に、小売業を行うため必要な階段や通路、事務所、ストックヤードの床面積を加えたもので、レストランや映画館など小売業以外の用途に使用する面積は含まない

#### ③大店立地法に定める大規模小売店舗の店舗面積

小売業を行うための店舗の用に供される床面積であって、階段や通路、事務室、ストックヤード、レストラン等は含まない

## イ 特定小売事業施設の基準面積の設定

大型店の出店・撤退、中心市街地の空洞化に伴う地域コミュニティ機能の衰退や、少子高齢化の進展、消費者の購買意識の変化や買い物弱者の出現など、地域商業を取り巻く厳しい状況を受け、知事の諮問機関である「北海道商工業振興審議会」において、小売商業振興方策やガイドラインの見直しについて審議を行い、地域商業の活性化に取り組む関係者が共通の目的や理念の下、それぞれの責務や役割を理解して取り組めるよう、ガイドラインの精神を踏襲した条例を平成24年3月に制定。

条例の基準面積の設定にあたっては、ガイドラインで定めた「床面積10,000㎡」を基に次のとおり検討。

- ① ガイドラインの対象となる「床面積10,000㎡超」の大規模集客施設を、大店立地法に規定する「店舗面積」で整理した結果、店舗面積の平均が約「8,000㎡」となった。
- ② 「ガイドラインより基準面積を下げ、地域貢献活動を促進してほしい」という地域の声を受け、大店立地法の対象となる店舗面積1,000㎡超の大型店のうち、レストラン等小売事業以外で利用する部分も含めた床面積10,000㎡超の大型店の店舗面積を整理した結果、店舗面積の平均が約「6,000㎡」となった。
- ③ 大規模小売店舗の1/3が集中する札幌市とその他の市町村に分けて、小売事業以外で利用する部分も含めた床面積10,000㎡超の大型店の店舗面積を整理した結果、札幌市は平均5,500㎡になったのに対し、その他の市町村は平均7,000㎡となり、札幌市よりも店舗面積が広がった。
- ④ 他県における同様の条例等における基準面積は、店舗面積「6,000㎡超」の県が2つあった。

上記、①～④を勘案し、地域毎の面積基準は設けずに、ガイドラインの対象となった大規模集客施設の平均店舗面積「8,000㎡」から実質的に2,000㎡引き下げ、全道平均である店舗面積「6,000㎡」を全道一律の基準面積とした。

### 【参考：他県の条例における基準面積の設定状況】

県名	条例名	基準面積等
岩手県	特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例	床面積 6,000㎡超
宮城県	宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例	床面積 10,000㎡超 もしくは 店舗面積 6,000㎡超
福島県	福島県商業まちづくりの推進に関する条例	店舗面積 6,000㎡超
新潟県	新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例	床面積10,000㎡超の集客施設（劇場、店舗、飲食店等）で、店舗面積（小売業の用に供する面積） 3,000㎡超
兵庫県	大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例	店舗等面積 1,000㎡超
鳥取県	鳥取県大規模店舗立地誘導条例	店舗、飲食店の用途に供する床面積 1,500㎡超

## 3 条例に基づく特定小売事業施設の届出状況

### (1) 新設届出

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
ガイドライン 条例	6	6	3	1	1	4	2	0	4	1	5	0
計	23 (3.7/年)						16 (3.8/年)					

※ ガイドラインはH18年7月からH24年9月、条例はH24年10月からH29年7月までの届出状況（網かけ部分はガイドラインの対象となる床面積10,000㎡超の施設数）。

(2) 地域貢献活動計画書及び地域貢献活動実施状況報告書

	ガイドライン		条例	
	計画書	報告書	計画書	報告書
既設店舗	141	140	216	210
新設店舗	23	16	16	7
計	164	156	232	217

※ H29年7月現在。計画書と報告書の提出数の差は、報告書の提出が新設日の翌事業年度であることや、計画書を提出したが、工事未着工で店舗が開店していない施設があるため。

4 基準面積の検討

(1) 条例制定後の運営状況

店舗面積6,000㎡超の特定小売事業施設にあつては、条例制定後に不届や虚偽の届出などの違反等はなく、6,000㎡以下の大店立地法対象施設にあつても、立地に際し、問題は生じていない。

(2) 市町村アンケート

道内179市町村に対して平成29年1～2月に実施した条例に関するアンケート調査では、基準面積について「道の条例においては、店舗面積が6,000㎡を超える商業施設を特定小売事業施設としていますが、この基準面積について、どのように捉えていますか」との設定に、以下のような回答であった。

回答	回答数	比率(%)	理由(主なもの)
適当	74	41.3	—
大きくするべき	0	0	—
小さくするべき	10	5.6	・小さい市町村には大きい印象 ・大店立地法の基準面積と乖離している
わからない	95	53.1	・大型店が無い・事例が無く判断できない

(3) 商工団体ヒアリング

全道的な商工団体（北海道商工会議所連合会、北海道商工会連合会、北海道中小企業団体中央会、北海道中小企業家同友会、北海道商店街振興組合連合会）に対して、平成29年1～2月に実施した条例に関するヒアリングでは、以下のような回答であった。

回答	回答数	理由(主なもの)
小さくするべき	3	・都市部と地方における影響の格差が勘案されていない ・地方での小型店舗の出店が増加
わからない	2	—

(4) 地域ヒアリング

道内市町村及び商工団体、商店街等を訪問し、平成29年5～6月に実施した条例等の内容についてのヒアリングでは、以下のような意見があった。

○適当

- ・現状のままで問題は生じていない
- ・全道一律で設定するのであれば、現状の基準面積でやむを得ない

○わからない

- ・6,000㎡超の対象施設が無い
- ・事例が無く、事業者との交流も無いため、6,000㎡が妥当か判断できない

○小さくするべき

- ・1,000㎡（大店立地法の基準面積）にするか、都市毎の設定が必要
- ・基準面積を下げ、多くの店舗に地域貢献活動計画を出してもらおうのがよい

また、ヒアリングで、「地域貢献活動は特定小売事業施設だけではなく、店舗面積に関わりなく事業者が積極的に取り組むよう条例で規定していること」や、「基準面積はまちづくりの観点からガイドラインが基準とした床面積10,000㎡を踏まえ設定したこと」を説明したところ、条例の趣旨や基準面積の設定根拠をよく理解していなかったとして、「小さくすべき」と回答した4市町村が「適当」に回答を変更したほか、「わからない」と回答していた4市町村も「適当」に回答を変更した。

#### (5) 市町村における条例の制定状況

倶知安町では、大型店を設置する者が、施設の配置や運営方法について適正な配慮をすることが、地域経済及び地域社会の健全な発展並びに町民生活の向上に寄与するとして、「倶知安町大規模小売店舗等の設置に関する条例」を平成26年に制定。

条例では、店舗面積700㎡超の大型店を町内に出店する場合は、あらかじめ町長に報告しなければならないことや、地域経済団体等の活動への積極的な協力、地域の防災及び防犯への対応並びにまちづくりへの貢献などを、設置者の責務として規定している。

#### (6) 大型店ヒアリング

道内に多数出店しているスーパーマーケットやドラッグストア、ホームセンター等を対象に、平成29年6～7月にヒアリングを実施し、条例で届出の対象としている特定小売事業施設の基準面積や地域貢献活動への取組について確認したところ、次のように、小さくすると事務が繁雑になるというような意見や、基準面積については意識していないというような意見があった。

- 基準面積については、あまり意識していない。地域に貢献するのは当然であり、地域経済の活性化を連携して進めていく方針。(スーパーマーケット)
- 地域貢献活動に重点的に取り組んでおり、特に「食」に関する取組を推進する。基準面積については現状のままで特に問題は無い。(大型小売店)
- 基準面積を小さくすると、該当店舗が増加し、それに伴って届出等の事務が増加し、担当部署の設置、職員の増加等の対応が必要になる。(ドラッグストア)
- 地域に密着して活動しており、基準面積に関わらず地域貢献に取り組んでいる。基準面積を小さくすると、事務が繁雑になることが予想されるので、逆に大きくしてもらいたい。(スーパーマーケット)
- 当社は全て基準面積を超える店舗だが、基準面積については特に気にはしていない。社の方針として、地域への貢献活動を積極的に取り組んでいる。(ホームセンター)

### 5 点検結果

基準面積の設定に関しては、条例制定後、疑義や問題が生じていないこと、アンケートやヒアリングにおいても適当とする回答が多かったこと、条例を下回る店舗面積の施設を対象とした独自の条例を設けている市町村がある状況を総合的に勘案して、現状の「店舗面積6,000㎡」を妥当とする。

※参考

ガイドライン・条例策定以降の(H18～H28)の大店立地法における新設届出件数(店舗面積別)

年度 面積	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	計
千～2千㎡未満	4	5	10	5	5	9	13	15	14	8	12	100
2千～3千㎡未満	3	12	9	2	3	1	4	5	5	4	1	49
3千～4千㎡未満	3	3	3	6	2	2	4	4	2	2	2	33
4千～5千㎡未満	5	0	3	0	3	1	2	3	0	1	1	19
5千～6千㎡未満	2	2	1	3	2	1	3	4	2	1	2	23
6千～1万㎡未満	4	2	7	4	2	2	3	2	3	4	4	37
1万㎡以上	4	8	0	1	0	1	3	1	2	0	2	22
計	25	32	33	21	17	17	32	34	28	20	24	283

## 条例施行規則に定めた各種様式等の点検

### 第1条(趣旨)

この規則は、北海道地域商業の活性化に関する条例（平成24年北海道条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

規則の目的を定めた条項であることから、妥当とする。

### 第2条(一の建物)

条例第2条第2号の一の建物として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって2以上の部分に隔てられ、機能が一体となっていないときは、その隔てられたそれぞれの部分）
- (2) 位置が隣接し、又は近接する2以上の建物であって、機能が一体となっているもの

条例第2条の「小売事業施設」を定義するために用いた「一の建物」の内容を示したもので、必要であるとともに、運用上疑義が生じていないことから、妥当とする。

### 第3条(基準面積) ～ 後述

### 第4条(新設の届出)

条例第18条第1項の規定による届出は、別記第1号様式の特定小売事業施設新設届出書を提出して行うものとする。

2 条例第18条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 特定小売事業施設の新設の予定地である土地及びその周辺の土地の利用の現況
- (2) 特定小売事業施設の敷地及び当該敷地内の建物の位置
- (3) 特定小売事業施設内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置及び当該部分ごとの床面積
- (4) 特定小売事業施設に係る集客を予定している区域及び当該区域の所在する市町村

別記第1号様式（第4条関係） 特定小売事業施設新設届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

北海道地域商業の活性化に関する条例第18条第1項の規定により、次のとおり特定小売事業施設の新設をしますので届け出ます。

特定小売事業施設	名称	
	新設の区分	新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 用途の変更
	所在地	
	敷地面積	m <sup>2</sup>
	店舗面積の合計	m <sup>2</sup>
	延べ床面積	m <sup>2</sup>
	主要出店予定小売店舗	
	その他の出店予定小売店舗	
	小売店舗以外の施設の種類及び床面積	
	集客予定数	年・月・日当たり 約 人
集客予定区域（市町村）		

集客予定数及び集客予定区域の根拠	市・町・村 市・町・村	かから かから	約 約	人 人
規則第5条各号に掲げる届出を行う日	許可等の名称		申請又は届出を行う日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
新設の予定地の開発行為の着手予定日	年 月 日			
新設、増築、改築又は用途変更の着手予定日	年 月 日			
営業を開始する日	年 月 日			
地域貢献活動の実施に係る基本方針				

<担当者連絡先>

所属名	
職・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

添付書類  
1 新設特  
2 定小  
3 小売  
4 店舗  
5 立地  
6 法第  
7 5条  
8 第1  
9 項第  
10 4号  
11 に掲  
12 げる  
13 事項  
14 の変  
15 更に  
16 係る  
17 もの  
18 に限  
19 る。の  
20 受理

注1 記載する新設特  
2 定小  
3 小売  
4 店舗  
5 立地  
6 法第  
7 5条  
8 第1  
9 項第  
10 4号  
11 に掲  
12 げる  
13 事項  
14 の変  
15 更に  
16 係る  
17 もの  
18 に限  
19 る。の  
20 受理

条例18条第1項で定めた届出の様式及び、同第2項で規定した必要な添付資料について定められたもので、届出に際し必要な規定であり、届出者等から疑義の声も無いことから、妥当とする。

**第5条(許可、認可その他の処分)**

条例第18条第3項(条例第19条第5項において準用する場合を含む。)の規則で定める処分は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の確認
- (2) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の許可
- (3) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は第5条第1項の許可
- (4) 農地法第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号の規定による届出の受理
- (5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項若しくは第2項又は第35条の2第1項の許可
- (6) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出の受理
- (7) 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出(同法第5条第1項第4号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)の受理
- (8) 景観法(平成16年法律第110号)第16条第1項又は第2項の規定による届出の受理

条例第18条第3項で示した法令の規定による許可・認可その他処分を定めたもので、届出時期の確認に必要な規定であることから、妥当とする。

**第6条(市町村の範囲)**

条例第18条第4項(条例第19条第5項において準用する場合を含む。)の規則で定める市町村は、条例第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定による届出に係る特定小売事業施設に限り、当該届出に係る条例第18条第1項第7号の集客を予定している区域(条例第19条第1



項の規定により当該区域の変更の届出があった場合は、変更後の区域)の所在する市町村であって、立地市町村及び立地市町村に隣接する市町村以外のものとする。

条例第18条第4項で示した「その他規則で定める市町村」を定めたもので、条例の運用に際して必要な規定であり、届出者等から疑義の声も無いことから、妥当とする。

### 第7条(軽微な変更)

条例第19条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 店舗面積の合計及び延べ床面積を減少させる変更(減少後の店舗面積の合計を第3条に規定する面積以下とするものを除く。)
- (2) 店舗面積の合計又は延べ床面積を増加させる変更であって、増加後の店舗面積の合計又は延べ床面積が、いずれも次のア又はイに掲げる場合に依り当該ア又はイに定める店舗面積の合計又は延べ床面積(以下これらをこの号において「基礎面積」という。)に基礎面積に100分の50を乗じて得た面積を加えた面積を超えないもの
  - ア 条例第18条第1項の規定による届出をしている場合であって、条例第19条第2項の規定による届出をしていないとき 条例第18条第1項の規定による届出に係る店舗面積の合計又は延べ床面積
  - イ 条例第19条第2項の規定による届出をしている場合 当該届出に係る増加後の店舗面積の合計又は延べ床面積

条例第19条第1項で示した「軽微な変更」について定めたもので、届出の必要性の判断に際して必要な規定であり、届出者等から疑義の声も無いことから、妥当とする。

### 第8条(届出事項の変更の届出)

条例第19条第1項又は第2項の規定による届出は、別記第2号様式の特定小売事業施設変更届出書を提出して行うものとする。

- 2 条例第19条第4項の規則で定める事項は、第4条第2項各号に掲げる事項のうち、変更し、又は変更しようとする内容に係るものとする。

別記第2号様式(第8条関係) 特定小売事業施設変更届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

北海道地域商業の活性化に関する条例第19条第1項(第2項)の規定により、次のとおり特定小売事業施設の開設に係る届出事項を変更した(変更する)ので届け出ます。

特定小売事業施設の名称			
特定小売事業施設の開設の届出年月日	年	月	日
特定小売事業施設の出資に係る事項の変更	変更(予定)年月日	年	月 日
	変更事項	変更前	変更後
	変更内容		
	変更理由		

<担当者連絡先>

所属名	
職・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

添付書類  
次の図面のうち変更事項に関するものを添付すること。現況を示す図面  
1 新設予定地である土地及びその周辺の土地の利用の現況を示す図面  
2 特定小売事業施設の敷地及び当該敷地内の建物の位置を示す図面

3 特定小売事業施設内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置及び当該部分の床面積を示す図面  
 4 特定小売事業施設に係る集客を予定している区域及び当該区域の所在する市町村を示す特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「届出者」欄は、連名で記載すること。

条例第19条第1項及び第2項で示した「届出事項の変更」に係る様式及びその内容を定めたもので、届出に際して必要な規定であり、届出者等から疑義の声も無いことから、妥当とする。

### 第9条(新設の中止の届出)

条例第19条第3項の規定による届出(店舗面積の合計を第3条に規定する面積以下とする変更をすることにより特定小売事業施設の新設をしないこととした場合に係る届出を含む。)は、別記第3号様式の特定小売事業施設新設中止届出書を提出して行うものとする。

別記第3号様式(第9条関係) 特定小売事業施設新設中止届出書 年 月 日

北海道知事 様

届出者  
住所  
氏名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
北海道地域商業の活性化に関する条例第19条第3項の規定により、次のとおり特定小売事業施設の新設をしないこととしたので届け出ます。

特定小売事業施設の名称	
特定小売事業施設の新設の届出年月日	年 月 日
新設をしないこととした理由	

<担当者連絡先>

所属名	
職・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

注 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「届出者」欄は、連名で記載すること。

条例第19条第3項で示した「新設の中止の届出」に係る様式を定めたもので、届出に際して必要な規定であり、届出者等から疑義の声も無いことから、妥当とする。

### 第10条(出店計画説明会及び地域貢献計画説明会の開催)

条例第20条第1項の出店計画説明会及び条例第27条第1項の地域貢献計画説明会は、条例第21条第2項に規定する関係市町村の住民等を対象に開催するものとする。

- 2 条例第20条第1項又は第2項の規定により出店計画説明会を開催しようとする者及び条例第27条第1項又は第2項の規定により地域貢献計画説明会を開催しようとする者は、それらの開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、関係市町村の長の意見を聴くことができる。
- 3 条例第20条第3項(条例第27条第4項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、別記第4号様式の出店計画(地域貢献計画)説明会開催通知書により行うものとする。
- 4 条例第20条第3項(条例第27条第4項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、次に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。
  - (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

- (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に広告物を折り込む方法
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該公表の内容を周知させるための方法として知事が適当と認める方法
- 5 条例第20条第3項（条例第27条第4項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 特定小売事業施設の名称
- (2) 特定小売事業施設の所在地
- (3) 条例第20条第1項に規定する新設届出者等又は条例第27条第1項に規定する計画提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (4) 特定小売事業施設に係る集客を予定している区域（市町村の名称）
- (5) 出店計画説明会又は地域貢献計画説明会の開催を予定する日時及び場所

別記第4号様式（第10条関係）  
出店計画（地域貢献計画）説明会開催通知書 年 月 日

北海道知事様  
関係市町村長様

通知者  
住所  
氏名  
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  
北海道地域商業の活性化に関する条例第20条第3項（第27条第4項において準用する同条第20条第3項）の規定により、次のとおり出店計画（地域貢献計画）説明会を開催するので通知します。

記

説明会の区分	出店計画説明会・地域貢献計画説明会
特定小売事業施設の名称	
特定小売事業施設の所在地	
特定小売事業施設の新設の届出年月日	年 月 日
地域貢献活動計画書の届出年月日	年 月 日
説明会開催日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
説明会開催場所	
特定小売事業施設に係る集客予定区域（市町村）	

<担当者連絡先>

所属名	
職・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「通知者」欄は、連名で記載する。  
注2 「説明会の区分」欄は、該当するもの（条例第27条第3項の規定により地域貢献計画説明会と出店計画説明会を併せて開催する場合には、両方に○印を付すこと。  
注3 「特定小売施設の新設の届出年月日」欄は、届出事項の変更の届出をした場合は、当該届出をした年月日を括弧書きで付記すること。

条例第20条及び第27条で定めた出店計画説明会、地域貢献計画説明会の開催に係る手続、様式等について定めたもので、説明会の開催に際して必要な規定であり、実施者等から疑義の声も無いことから、妥当とする。

#### 第11条（出店計画説明会及び地域貢献計画説明会の開催の報告）

- 条例第20条第4項（条例第27条第4項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、別記第5号様式の出店計画（地域貢献計画）説明会開催報告書を提出して行うものとする。
- 2 前項の出店計画（地域貢献計画）説明会開催報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 条例第20条第3項（条例第27条第4項において準用する場合を含む。）の規定による公表をしたことを証する書面

(2) 出店計画説明会又は地域貢献計画説明会において配付した資料

別記第5号様式（第11条関係）  
出店計画（地域貢献計画）説明会開催通知書 年 月 日

北海道知事 様

報告者  
住 所  
氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

北海道地域商業の活性化に関する条例第20条第4項において準用する  
同条第20条第4項の規定により、次のとおり出店計画（地域貢献計画）説明会を開催  
したので報告します。

記

説明会の区分	出店計画説明会・地域貢献計画説明会	
特定小売事業施設の名称		
特定小売事業施設の所在地		
特定小売事業施設の開設の届出年月日	年	月 日
地域貢献活動計画書の届出年月日	年	月 日
説明会開催結果の概要	開催日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
	開催場所	
	説明者	
	出席者数	
	議事概要	
出席者による意見の概要		
当該意見についての見解		

<担当者連絡先>

所属名	
職・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

添付書類（条例第20条第3項（条例第27条第4項において準用する場合を含む。）の規定による  
出店計画（地域貢献計画）説明会において配付した資料）の報告に際して必要な規定であり、実施者等から疑義の  
声も無いことから、妥当とする。

1 特定小売事業施設の概要

条例第20条及び第27条で定めた出店計画説明会、地域貢献計画説明会の報告に係る様式と添付書類を定めたもので、説明会の報告に際して必要な規定であり、実施者等から疑義の  
声も無いことから、妥当とする。

第12条（地域貢献活動計画の作成及び提出）

条例第25条第1項（条例附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則  
第4項の規定による地域貢献活動計画の作成及び提出は、別記第6号様式の地域貢献活動計画書  
により行うものとする。

別記第6号様式（第12条関係）  
地域貢献活動計画書 年 月 日

北海道知事 様

提出者  
住 所  
氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

北海道地域商業の活性化に関する条例第25条第1項（附則第4項）の規定により、次の  
とおり地域貢献活動計画書を提出します。

記

1 特定小売事業施設の概要

名称	
所在地	
敷地面積	m <sup>2</sup>
店舗面積の合計	m <sup>2</sup>
延べ床面積	m <sup>2</sup>
主要（出店予定） 小売店舗	
その他の（出店予定） 小売店舗	
小売店舗以外の施設 の種類	
集落予定区域 （市町村）	

2 地域貢献活動の実施に関する計画

項目	活動内容	実施時期	具体的な取組

3 地域貢献活動の担当者

所属名	
職・氏名	
電話番号等	

<担当者連絡先>

所属名	
職・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「提出者」欄は、連名で記載すること。  
 注2 「2 地域貢献活動の実施に関する計画」は、条例第10条の規定により知事が策定する地域貢献活動指針にのっとり記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。

条例第25条等で定めた地域貢献活動計画の作成及び提出の様式を定めたもので、計画書の作成及び提出に際して必要な規定であり、提出者等から疑義の声も無いことから、妥当とする。

第13条(変更後の地域貢献活動計画の提出)

条例第30条第1項(条例附則第5項において準用する場合を含む。)の規定による変更後の地域貢献活動計画の提出は、別記第7号様式の地域貢献活動計画書(変更後)により行うものとする。

別記第7号様式(第13条関係) 地域貢献活動計画書(変更後) 年 月 日

北海道知事 様

提出者 住 所  
氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

北海道地域商業の活性化に関する条例第30条第1項(附則第5項において準用する同条例第30条第1項)の規定により、次のとおり地域貢献活動計画を変更したので提出します。

記

1 特定小売事業施設の概要

名称	
所在地	
地域貢献活動計画書の 提出年月日	年 月 日

2 地域貢献活動計画の変更

変更年月日	年 月 日
変更の理由	

3 変更後の地域貢献活動計画  
 (1) 地域貢献活動の実施に関する計画

項目	活動内容	実施時期	具体的な取組

(2) 地域貢献活動の担当者

所屬名	
職・氏名	
電話番号等	

<担当者連絡先>

所屬名	
職・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「提出者」欄は、連名で記載すること。  
 2 「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」及び「(2) 地域貢献活動の担当者」は、変更後の内容を記載すること。  
 3 「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」は、条例第10条の規定により知事が策定する地域貢献活動指針にのっとり記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。

条例第30条第1項で定めた地域貢献活動計画の変更に係る様式を定めたもので、計画の変更に際して必要な規定であり、提出者等から疑義の声も無いことから、妥当とする。

第14条(地域貢献活動実施状況の報告)

条例第32条第1項(条例附則第3項の規定により読み替えて適用する場合及び条例附則第5項において準用する場合を含む。)の規定による報告は、別記第8号様式の地域貢献活動実施状況報告書を提出して行うものとする。

別記第8号様式(第14条関係)

地域貢献活動実施状況報告書

年 月 日

北海道知事 様

報告者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

北海道地域商業の活性化に関する条例第32条第1項(附則第5項において準用する同条例第32条第1項)の規定により、次のとおり 年度の地域貢献活動の実施の状況を報告します。

記

1 特定小売事業施設の概要

名称	
所在地	

2 地域貢献活動の実施期間

年 月 日 ~ 年 月 日
---------------

3 地域貢献活動の実施の状況

項目	活動内容	実施時期	実績

4 地域貢献活動の担当者

所屬名	
職・氏名	
電話番号等	

<担当者連絡先>

所屬名	
職・氏名	

電話番号	
電子メールアドレス	

注 1 特定小売事業施設を複数の者により設置している場合は、「報告者」欄は、連名で記載すること。  
 2 「特定小売事業施設」欄は、後継店舗の確保、施設の管理方法等について記載すること。

条例第32条第1項で定めた地域貢献活動の実施状況の報告に係る様式を定めたもので、実施状況の把握に際して必要な規定であり、届出者等から疑義の声も無いことから、妥当とする。

### 第15条(地域貢献活動に関する協定の公表)

条例第33条第2項(条例附則第5項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、当該特定小売事業施設の公衆の見やすい場所への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

条例第33条第2項で定めた地域貢献活動に関する協定を締結した際の公表の方法について定めたもので、協定の公表に際して必要な規定であり、協定締結者等から疑義の声も無いことから、妥当とする。

### 第16条(特定小売事業施設の撤退に関する書類の提出)

条例第34条第1項の規定による特定小売事業施設の撤退に関する書類の提出は、別記第9号様式の特定小売事業施設撤退報告書により行うものとする。

別記第9号様式(第16条関係) 特定小売事業施設撤退報告書 年 月 日

北海道知事 様

報告者  
 住 所  
 氏 名  
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

北海道地域商業の活性化に関する条例第34条第1項の規定により、次のとおり特定小売事業施設の撤退を決定したので特定小売事業施設撤退報告書を提出します

特定小売事業施設の名称		
特定小売事業施設の所在地		
撤退の概要	撤退の時期	年 月 日(予定)
	撤退の理由	
撤退後の対応		

<担当者連絡先>

所属名	
職・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

注 1 特定小売事業施設を複数の者により設置している場合は、「報告者」欄は、連名で記載すること。  
 2 「撤退後の対応」欄は、後継店舗の確保、施設の管理方法等について記載すること。

条例第34条第1項で定めた撤退に係る様式を定めたもので、撤退に係る情報の把握及び公表に際して必要な規定であり、事業者等から疑義の声も無いことから、妥当とする。

#### 第17条(書類の経由等)

条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、正本1通及び副本1通とし、全て当該特定小売事業施設の所在地を所管する総合振興局長又は振興局長(当該提出に係る特定小売事業施設の所在地が2以上の総合振興局又は振興局の所管区域にわたるときは、そのいずれかの総合振興局又は振興局長)を経由しなければならない。

条例及び規則により定めた書類の提出数及び提出先を定めたもので、書類を提出する事業者にとって必要な規定であり、事業者から疑義の声も無いことから、妥当とする。